

新型コロナウイルス感染症
(COVID-19)
対策マニュアル
修

内閣府認定
公益社団法人

会
琴修会

目 次

1. はじめに	1
●マニュアル策定理由	1
●支部長・指導者の責務	1
第1編 「知る」新型コロナウイルス感染症とは	2
(1)「新型コロナウイルス」とは	2
(2) 特徴的な症状	2
(3) 潜伏期間	3
(4) 発症から重症化について	3
(5) 感染経路の特徴	4
(6) 新型コロナワクチンについて	5
(7) ワクチン接種を受けていない人に対する対応と差別	5
第2編「守る」新型コロナウイルスの感染予防対策	6
1. 感染リスク低減のためのルール	6
(1) 指導者が遵守する感染リスク低減ルール	6
(2) 生徒に求める感染リスク低減ルール	6
(3) イベント参加者に求める感染リスク低減ルール	7
2. 教室運営時の感染予防対策	8
(1) 教室内の具体的な感染経路	8
(2) 経路毎の感染予防方法	8
(3) その他	8
3. 体験会実施時における感染予防対策	9
(1) 指導者の体調管理について	9
(2) 体験会参加者への安心感アピール	9
(3) 参加者名簿の作成と体験会実施手順	9
(4) 体験会で使用する大正琴の取り扱いについて	10
(5) 飛沫感染防止対策	10
(6) 接触感染防止対策	10
4. 集い等イベントにおける感染症対策	11
(1) 場所別感染症対策	11
(2) 会場にコロナを持ち込ませない対策	16
(3) 発症者の感染拡大可能性に対する対応策	17
(4) その他	17
第3編「もしも」感染者発生時と教室休講時の対応	18
1. 体調不良を感じる・訴えたら	18
(1) 医療の相談をしたい時は	18
(2) 新型コロナウイルスに関する検査の種類	19
(3) 新型コロナウイルスに関する検査を希望する場合	19

(4) 指導者の体調不良時の対応策	20
(5) 生徒の体調不良時の対応策	21
2. 濃厚接触者が発生したら	22
(1) 濃厚接触者とは	22
(2) 指導者が濃厚接触者と認定された場合の対応策	23
(3) 生徒が濃厚接触者と認定された場合の対応策	23
3. 感染者が発生したら	24
(1) 指導者が感染した際の対応策	24
(2) 生徒が感染した際の対応策	24
4. 教室の休講時対応と運営費減免	25
(1) 休講時の対応（レッスン振替など）	25
(2) 運営費減免理由	25
(3) 本部運営費の計算（減免申請基準）	25
●本マニュアルの改廃について	27

琴

修
会

同封書類

- ・生徒の皆様へのお願い
- ・体験会参加者名簿
- ・体験会備品貸出申請書
- ・集い等イベント実施時備品準備リスト
- ・イベントに参加される皆様へのお願い
- ・新型コロナウイルス感染症本部運営費減免申請書
- ・会場閉鎖証明書

1. はじめに

●マニュアル策定理由

2019 年末に中国で発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、日本をはじめ全世界で猛威を奮っています。2021 年 9 月現在、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んではいるものの、今しばらく現環境下で過ごすことになるかと推測されます。

このマニュアルは、

- ・琴修会の全会員が感染しない、させないための対策
- ・万が一、会員の中に感染者が出た時の対策
- ・その他手続に関する書類

以上 3 点をまとめてあります。

第 1 編では新型コロナウイルス感染症について基本的な知識をまとめてあります。第 2 編では大正琴を楽しく続けるために感染リスク低減のルールと教室、体験会、イベントそれぞれで行う対策がまとめてあります。第 3 編ではもしも指導者や生徒が感染した時の対応、そして教室を休講にせざるを得ない場合の対応や提出書類などがまとめてあります。

このマニュアルはコロナ禍における指標として本部、指導者、生徒が戸惑わず、冷静に対策を取れるようにした羅針盤です。コロナ禍の琴修会活動において、わからないこと、不安なことなどありましたら是非このマニュアルを繰り返し読んでみてください。

●支部長・指導者の責務

大正琴の普及活動を行う上で新型コロナウイルスに感染しない、させないよう対策をとって活動を行うことが肝要です。自分自身も感染しないように気をつけるとともに、感染拡大を防止する責務を全うすることが支部長・準支部長・指導者には求められます。

支部長・準支部長・指導者は、「たった一人の失策が、その後の琴修会の組織全体に多大な影響を与える」ことを肝に銘じ対策に当たっていただければなりません。教室会場や演奏会開催会場の規定を守った上で、当マニュアルを遵守してください。

第1編 「知る」新型コロナウイルス感染症とは

新型コロナウイルス感染症には未だ分からない点も多くありますが、同時に多くのことが判明しつつあります。本編では新型コロナウイルス感染症についての知識を正しく知り、「正しくおそれる」ことを目的にまとめてあります。

(1)「新型コロナウイルス」とは

「新型コロナウイルス (SARS-CoV2)」はコロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群 (SARS)」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群 (MERS)」ウイルスが含まれます。

ウイルスにはいくつか種類があり、コロナウイルスは遺伝情報としてRNAをもつRNAウイルスの一種（一本鎖RNAウイルス）で、表面の外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っています。自分自身で増えることはできませんが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができます。

ウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけとされています。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつとされています。

手洗いは、たとえ流水だけであったとしてもウイルスを流すことができるため有効です。し、石けんを使った手洗いはコロナウイルスの膜を壊すことができるので、更に有効です。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいといわれていますので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要です。また、流水と石けんでの手洗いができない時は、手指消毒用アルコールも同様に脂肪の膜を壊すことによって感染力を失わせることができます。

以上、厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般向け)」より引用

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuitei/syaka/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1

(2) 特徴的な症状

- 一般的な症状は次のとおりです。

熱・乾いた咳・倦怠感

- あまり一般的ではないが、一部の患者に現れる可能性のある症状は次のとおりです。

味覚や嗅覚の喪失・鼻詰まり・結膜炎・喉の痛み・頭痛・筋肉や関節の痛み・

さまざまな種類の皮膚の発疹・吐き気または嘔吐・下痢・悪寒またはめまい

●重度の症状は次のとおりです。

呼吸困難・食欲減少・錯乱・胸の持続的な痛みや圧迫・高温（38 度以上）

以上、世界保健機関(World Health Organization: WHO)「What are the symptoms of COVID-19?」を元に作成

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/question-and-answers-hub/q-a-detail/coronavirus-disease-covid-19>

（３）潜伏期間

新型コロナウイルスに接触してから症状が現れるまでの時間（潜伏期間）は、1～14 日（平均して 5～6 日）です。このため、感染者に接触した後は 14 日間にわたり健康状態を観察することが推奨されています。

以上、世界保健機関(World Health Organization: WHO)「How long does it take to develop symptoms?」を元に作成

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/question-and-answers-hub/q-a-detail/coronavirus-disease-covid-19>

（４）発症から重症化に至る

新型コロナウイルスに感染した人は、軽症であった方、治癒する方も多いですが、重症化する方は、普通の風邪症状が出てから約 5～7 日程度で、症状が急速に悪化し、肺炎に至るようです。

新型コロナウイルスによる肺炎が重篤化した場合は、人工呼吸器など集中治療が必要となり、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されています。高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方では、重症化するリスクが高いと考えられています。なお、若年層の方であっても、サイトカインストームと呼ばれる過剰な免疫反応を起こして重症化する事例も報告されています。

国内事例（空港検疫事例及びチャーター便帰国者事例を含む）における入院治療等を要する者 18,778 人のうち重症者は 380 人でした（令和 3 年 4 月 1 日 0 時時点）。

なお、中国疾病対策センター（中国 CDC）によると、2020 年 2 月 11 日までに中国で新型コロナウイルス感染症と診断された約 44,000 人のデータによると、息苦しさ（呼吸困難）などを認めない軽症例が 80%以上と多くを占めており、呼吸困難が生じる重症や呼吸不全に至る重篤例は 20%未満に過ぎないと報告されています。

以上、厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般向け）」より引用

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q5-6

(5) 感染経路の特徴

一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。(WHO は、一般に、5 分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ(約 3,000 個)が飛ぶと報告しています。)

「飛沫感染」とは: 感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染することを言います。

「接触感染」とは: 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染することを言います。WHO は、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大 72 時間、ボール紙では最大 24 時間生存するなどとしています。

一般的に、肺炎などを起こすウイルス感染時の場合は、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスを感染させる可能性も最も高くなると考えられています。

しかし、新型コロナウイルスでは、発症の 2 日前から発症後 7~10 日間程度他の人に感染させる可能性があると考えられています。特に、発症の直前・直後でウイルス排出量が高くなるため、無症状病原体保有者(症状はないが検査が陽性だった者)からも、感染する可能性があります。

新型コロナウイルスに感染した方が、他人へ感染させる事例は、全体の 2 割以下と考えられますが、マスク無しの会話や 3 密(密閉・密集・密接)が感染拡大リスクとなっています。

体調が悪いときは不要・不急の外出を控えることや、人と接するときにはマスクを着用すること、普段会わない人とは会わないことなど、新型コロナウイルスに感染していた場合に多くの人に感染させることのないよう行動することが大切です。

※ マスクの着用により、感染者と接する人のウイルス吸入量が減少することがわかっています。

外出自粛により家にいる時間が長くなるなどありますが、これまでのところ、新型コロナウイルスがペットから人に感染した事例は見つかっていません。一般に、動物との過度な接触は控えるとともに、普段から動物に接触した後は、手洗いや手指消毒用アルコールで消毒などを行うようにしてください。

気温の上昇にともなってハエや蚊の発生も増えてきますが、これまでのところ、新型コロナウイルスがハエや蚊を介して人に感染した事例は見つかっていません。なお、一般的な衛生対策として、身の回りにハエや蚊を増やさないよう周囲の清掃等を行うことが大切です。

以上、厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A (一般向け)」より引用

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-2

(6) 新型コロナワクチンについて

2021年9月7日現在、国内で接種できるワクチンは、ファイザー社、モデルナ社とアストラゼネカ社のワクチンです。詳しい情報は厚生労働省が提供しているホームページ「コロナワクチンナビ」、「新型コロナワクチンQ&A」をご覧ください。

コロナワクチンナビ



<https://v-sys.mhlw.go.jp/>

新型コロナワクチン Q&A



琴

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>

(7) ワクチン接種を受けていない人に対する偏見・差別

新型コロナワクチンについては、国内外の数万人のデータから、発症予防効果などワクチン接種のメリットが、副反応などのデメリットよりも大きいことを確認して、皆さまに接種をお勧めしています。しかしながら、接種は強制ではなく、あくまでご本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。接種を望まない方は接種を強制することはありません。また、受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないよう、皆さまにお願いしています。仮にお勤めの会社等で接種を求められても、ご本人が望まない場合には、接種しないことを選択することができます。

以上、厚生労働省「新型コロナワクチンQ&A」より引用

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/005.html>

琴修会教室においてもワクチン接種の有無で生徒を差別するようなことは避けてください（例：ワクチン接種を生徒に強制する、未接種の生徒に差別的発言をするなど）。ご不明な点などありましたら地域担当者までお尋ねください。

第2編 「守る」 新型コロナウイルスの感染予防対策

1. 感染リスク低減のためのルール

感染者と接触しないことが感染する確率を引き下げる最も重要な行動です。「ひょっとしたら」どこかで自分自身や家族が感染していて、「ひょっとしたら」知らないうちに人にうつしてしまうことがあるかもしれません。教室や体験会、イベントなど大正琴普及活動全般に「コロナを持ち込まない」ことが大切になってきます。本章にまとめてある指導者、生徒、イベント参加者が感染リスク低減のためのルールを遵守し、全員の感染確率を引き下げましょう。

(1) 指導者が遵守する感染リスク低減ルール

これは指導者が教室を継続する条件です。この条件が維持できない場合には休講してください。安全な教室を行うために指導者が負うべき責任です。

- ・新型コロナウイルス感染者または発表されている感染者集団（クラスター）に接触していない。
- ・濃厚接触者と認定されていない。
- ・毎朝検温を行い、37.5 度以上の熱がない。
- ・海外に渡航後 14 日間以上経過している。
- ・同居家族が 37.5 度以上の発熱がない。
- ・下記の症状がない。

風邪の症状(咳・痰・のどの痛み・強い倦怠感)、その他呼吸器症状、味覚異常、臭覚異常、発熱。

(2) 生徒に求める感染リスク低減ルール

これは生徒が教室に通う際に守っているべき条件です。以下の条件を満たしていない生徒は教室受講をさせないでください。指導者は本マニュアルに同封されている「生徒の皆様へのお願い」を配布し、内容を丁寧にお伝えし、ご理解いただくよう努めてください。

- ・新型コロナウイルス感染者または発表されている感染者集団（クラスター）に接触していない。
- ・濃厚接触者と認定されていない。
- ・教室当日に体温を測り、37.5 度以上の熱がない。
- ・海外に渡航後 14 日間以上経過している。
- ・同居家族が 37.5 度以上の発熱がない。
- ・下記の症状がない。

風邪の症状(咳・痰・のどの痛み・強い倦怠感)、その他呼吸器症状、味覚異常、臭覚異常、発熱。

(3) イベント参加者に求める感染リスク低減ルール

これはイベントの参加者(来場者含む)に守っていただく条件です。以下の条件を満たしていないイベント参加者は当日のイベント参加をさせないでください。またイベントは教室よりも感染リスクが高くなりますから、指導者は本マニュアルに同封されている「生徒の皆様へのお願い」を配布し、注意を喚起してください。

- ・新型コロナウイルス感染者または発表されている感染者集団（クラスター）に接触していない。
- ・濃厚接触者と認定されていない。
- ・海外に渡航後 14 日間以上経過している。
- ・同居家族が 37.5 度以上の発熱がない。
- ・下記の症状がない。

風邪の症状(咳・痰・のどの痛み・~~発熱~~など)その他呼吸器症状、味覚異常、臭覚異常、発熱。

- ・関係者全員（一般来場者含め）の検温を入口で実施し、37.5 度以上の発熱がない。
- ・出場者には当日自宅で検温を義務付け、37.5 度以上の発熱がない。

琴
修
会

2. 教室運営時の感染予防対策

生徒はお互い顔見知りのため、つい教室での感染予防の意識が緩みがちです。本章の教室での感染予防対策を常に継続してください。

(1) 教室内の具体的な感染経路

「第1編「知る」新型コロナウイルス感染症とは」に記載の通り、感染経路は大きく「飛沫感染」と「接触感染」の2つに分けられます。指導者は教室運営時、この2つの感染経路ごとに予防を講じる必要があります。

(2) 経路毎の感染予防方法

新規入会や再入会などで教室生徒人数が増える場合や教室会場を変更した場合には教室会場基準を満たしているか、また感染予防策におろそかになっていないか等、常に以下の対策を実施できているか確認してください。

①飛沫感染防止対策

- ・教室は外気が取り込める窓が取り付けられている会場で行う。
- ・教室は生徒ごとの間隔が 1m 以上(マスク未着用の方がいる場合は 2m) 取れる会場で行う。
- ・教室を行う際には 常時換気を行うこと。小規模な場合、30 分に 1 度休憩を取り、5 分以上の換気を必ず行うこと。生徒は換気の際に協力すること
(例)「ここまで進むのに 30 分なので一旦休憩し換気する」など、あらかじめレッスン計画に換気を行うことを組み入れる。
- ・同一会場で 2 クラス以上行う際には、生徒の入れ替え時にも換気を必ず行う。
- ・教室内は飛沫感染を防ぐため必ずマスクを着用する。

②接触感染防止対策

- ・教室会場に入る前に指導者は手洗いを行う。また、生徒に手洗いを行うよう指導する。
(例)教室をはじめる前に生徒に「手洗いは済ませましたか？」と一言声をかける。
- ・机など、会員の手に触れる場所は教室開始前にアルコール消毒を行う。
- ・アルコール消毒液を用意し、指導者、生徒ともに手指消毒を適宜実施する。

(3) その他

- ・教室に新規または再入会者が入る際には同封の「生徒の皆さんへのお願い」を複写して、該当の生徒に必ず渡し、教室全員で感染予防に取り組む体制を維持してください。
- ・上記対策に限らず、必要に応じて会員の健康・安全を第一に配慮した対応をしてください。

3. 体験会実施時における感染予防対策

生徒の皆さんには「お互い感染しない・させない」と意識していただいています。しかし、体験会の参加者はそのような心構えなく来場される方もいらっしゃいます。そのため、体験会実施時の感染予防対策を本章にまとめました。

体験会に定員を設け事前予約制にすることで、不特定多数ではなく、特定多数が集まる催しとなり、万が一の際にも連絡がつく参加者名簿が作成できます。また、体験会で使用する大正琴等備品を消毒することで接触感染による感染リスクを低減できます。

参加者に体験会で感染予防対策の状態を確認していただくことによって、安心して入会してもらえます。必ず以下の感染予防対策を実施してください。

(1) 指導者の体調管理について

- ・体験会担当指導者は教室同様に「1. 感染リスク低減のためのルール (1) 指導者が遵守する感染リスク低減ルール」を守った上で体験会に臨む。
- ・体調に少しでも不安がある際には体験会日程を延期し、参加者に伝える。
- ・体験会担当指導者は体験会実施2日前に抗原検査を「必ず」実施する。陽性の際には直ちに体験会日程を延期し、参加者に伝える。もしも体調が著しく悪い際には本部の地域担当者に連絡し、本部の地域担当者が体験会参加者に連絡を行う。また指導者はかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話等で相談する。
- ・抗原検査キットは本部が支給する。本部は抗原検査キットを体験会実施3日前までに必要数を送付する。

(2) 体験会参加者への安心感・アピール

- ・体験会参加者には同封の「生徒の皆さんへのお願い」を複写して、配布する。指導者は内容を説明した上で「しっかりした感染対策の元、琴修会では安全第一の教室運営を行います」と伝える。
- ・指導者は飛沫防止シートを使用し、感染予防対策を徹底している姿勢を示す。

(3) 参加者名簿の作成と体験会実施手順

○参加者名簿の作成理由

- ・名簿作成により体験会参加人数を把握することで参加者間の間隔を確保し、飛沫感染を防止する
- ・事前に体調が悪い場合には参加を遠慮してもらうことを伝える手段を持つ
- ・参加者名簿によって、陽性者が出た場合にクラスター調査ができるようにする
- ・体験会参加人数を把握することで用意する体験用楽器の本数を計算する

○体験会の参加者募集・実施方法

- ・体験会1回当たりの定員数は会場の広さから参加者1人あたり1m以上広さを確保できる人数とする。
- ・チラシに「体験会の定員は〇名です、事前に予約してお越しく下さい」「当日体調が思わしくない際には参加はご遠慮ください」「指導者は体験会実施前に抗原検査を実施しております」と記載する。

- ・参加希望者から連絡があった際には必ず参加者のお名前と電話番号を同封の「体験会参加者名簿」に書き取る。合わせて会場内でのマスクの着用と「当日体調が思わしくない際には参加はご遠慮ください」と必ず伝える。
- ・問い合わせ人数が定員を超えた場合には、もう1回体験会を実施する。
- ・体験会当日飛び入り参加者があった場合、定員に余裕がある場合には受け入れ、定員を超える際にはお断りする。
- ・体験会会場入場時に体験会参加者全員の体温測定を行い、37.5度以上の発熱がある方は参加をお断りする。
- ・体温測定の際に使用する非接触式体温計は本部より貸出。同封している「体験会備品貸出申請書」に必要事項を記入の上、本部までFAXまたは郵送にて申請する。
- ・体験会当日参加者には氏名、電話番号と当日の体調を指導者が聞き取り、同封の「体験会参加者名簿」に記入する。
- ・体験会で収集した「体験会参加者名簿」は体験会実施後14日間、指導者が保管し、体験会参加者から発症者が発生した際には保健所に提出できるようにする。
- ・体験会実施後1ヶ月経過した後は個人情報保護の観点から責任を持って破棄する。

（４）体験会で使用する大正琴の取り扱いについて

体験会で使用する大正琴（貸琴）は、体験会参加者人数分用意し、体験会開始前に調弦を済ませた後、「キーボタン」「プロテクター」「ピック」等、手の触れる部分は除菌シート等を使用し消毒する。なお、体験会終了後も同じく消毒する。

（５）飛沫感染防止対策

- ・開催時間はできる限り短時間にし、1時間程度を目安に体験会内容を組む。また教室同様、30分ごとに換気を行う。
- ・体験会会場内では飛沫感染を防ぐため指導者、参加者ともに必ずマスクを着用する。

（６）接触感染防止対策

- ・来場者は会場に入る前に手洗いを行う。指導者は体験会開始前に来場者へ手洗いを行うよう指導する。
- ・アルコール消毒液を用意する。

4. 集い等イベントにおける感染症対策

集い等のイベント実施時には出場者・来場者も多数になり、開催時間が長時間になることもあります。新型コロナウイルス感染症の感染経路である「飛沫感染」「接触感染」を防ぐための対策、またコロナを会場に持ち込ませないこと、万が一感染者が発生してしまった時の対応も考慮に入れなければなりません。以上の考え方から、本章では下記の3項目に分け、感染症対策について記載しています。

- ・ 場所別感染症対策
- ・ 会場にコロナを持ち込ませない対策
- ・ 発症者の感染拡大可能性に対する対応策

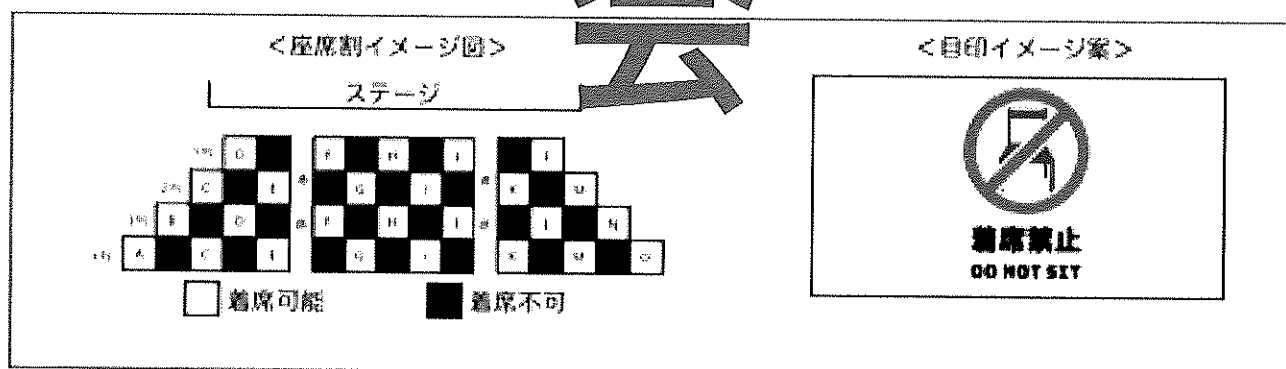
ここで取り上げる感染症対策は、本部や支部主催のみならず、市町村主催の文化祭などをはじめとした市町村や琴修会以外が主催しているイベントにおいても守られるべき感染症対策です。全ての大正琴演奏(発表)について徹底してください。

(1) 場所別感染症対策

①会場全般

A. 事前準備

- ・ 仕込み、リハーサル、撤去等において、事前十分な時間を設定し、密な空間の発生防止に努める。(飛沫感染防止対策)
- ・ 主催関係者(スタッフ)は、2メートルを目安に(最低1メートル)身体的距離が確保できるよう、スタッフを兼任とする等の工夫を行うことにより、スタッフ人数を必要最低限に限定する。身体的距離の確保が困難な場合、パーテーション、フェイスシールド等、身体的距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じる。(飛沫感染防止対策)
- ・ 客席には、前後左右1席ずつ空けて着席できるように目印を設置する。



B. 当日

- ・ 会場内(客席、ホワイエ、楽屋等)では、出演・食事等以外はマスクの着用を義務付けるとともに、手洗い(アルコール消毒)を徹底する。(飛沫・接触感染防止対策)
- ・ 会場施設等の管理者の指導の下、適切な換気を行う。定期的に会場空間の両端の扉や窓を最大限開放した上で、会場の空調設備を利用した換気を行う。会場の換気機能が脆弱な場

- 合、扇風機、サーキュレーター等を利用し換気を行う。(飛沫感染防止対策)
- ・終演時には、一斉に退館者が退館口に殺到しないよう、必要に応じて退場規制を実施し、誘導員を配置する。(飛沫感染防止対策)
 - ・清掃やゴミの廃棄をする者は、マスクや手袋の着用を徹底する。また作業後は、手洗い(手指消毒)を行う。(接触感染防止対策)

② 受付

A. 事前準備

- ・チケットのもぎりやプログラムの受け渡し等において、十分な身体的距離の確保が困難な場合は、アクリルパネルまたはビニールカーテン等を設置する。設置が困難な場合には、フェイスシールド等を使用し、感染予防策を講じる。(飛沫感染防止対策)
- ・出場者及び来場者の入場時の行列は、身体的距離の確保として、2メートルを目安に(最低1メートル)間隔を空けた目印を設置し、密を避ける。また、必要に応じて誘導員を配置する。(飛沫感染防止対策)
- ・ホール入口にアルコール消毒剤を設置し、手指消毒を奨励する。(接触感染防止対策)

B. 当日

- ・チケットのもぎりは、もぎり不要な様式とする。来場者にて切り離しをしてもらう。(接触感染防止対策)
- ・出場者及び一般来場者入口にはスタッフを配置し、全ての入場者に対して検温(非接触検温器)を行い、37.5度以上の発熱がある方は入場させない。
- ・アルコール消毒液の設置だけでは素通りする場合もあるので、入口でスタッフが強制的に両掌に噴霧する。なお、アルコールアレルギーをお持ちの方には消毒液の噴霧は行わず、化粧室などで石鹸での手洗いを敢行させる。(接触感染防止対策)

③ ロビー (ホワイエ)

A. 当日

- ・ロビーでは「密」にならないように注意喚起を掲示し、必要な場合は口頭で注意する。(飛沫感染防止対策)
- ・客席入口のドアノブ、階段手すり等、関係者及び来場者が接触する可能性が高い設備及び共有する機器に関しては、1時間に1回の頻度で消毒を行う。(接触感染防止対策)

④ 展示・販売ブース

A. 事前準備

- ・展示・販売ブースにおいて、十分な身体的距離の確保が困難な場合は、アクリルパネルまたはビニールカーテン等を設置する。設置が困難な場合には、フェイスシールド等を使用

し、感染予防対策を講じる。(飛沫感染防止対策)

- ・展示・販売ブースにはマーキング等行い密にならないように展示する。必要であれば整理員を配置し、密にならないよう人の流れを誘導する。(飛沫感染防止対策)
- ・展示・販売ブースには消毒剤を設置する。(接触感染防止対策)

B. 当日

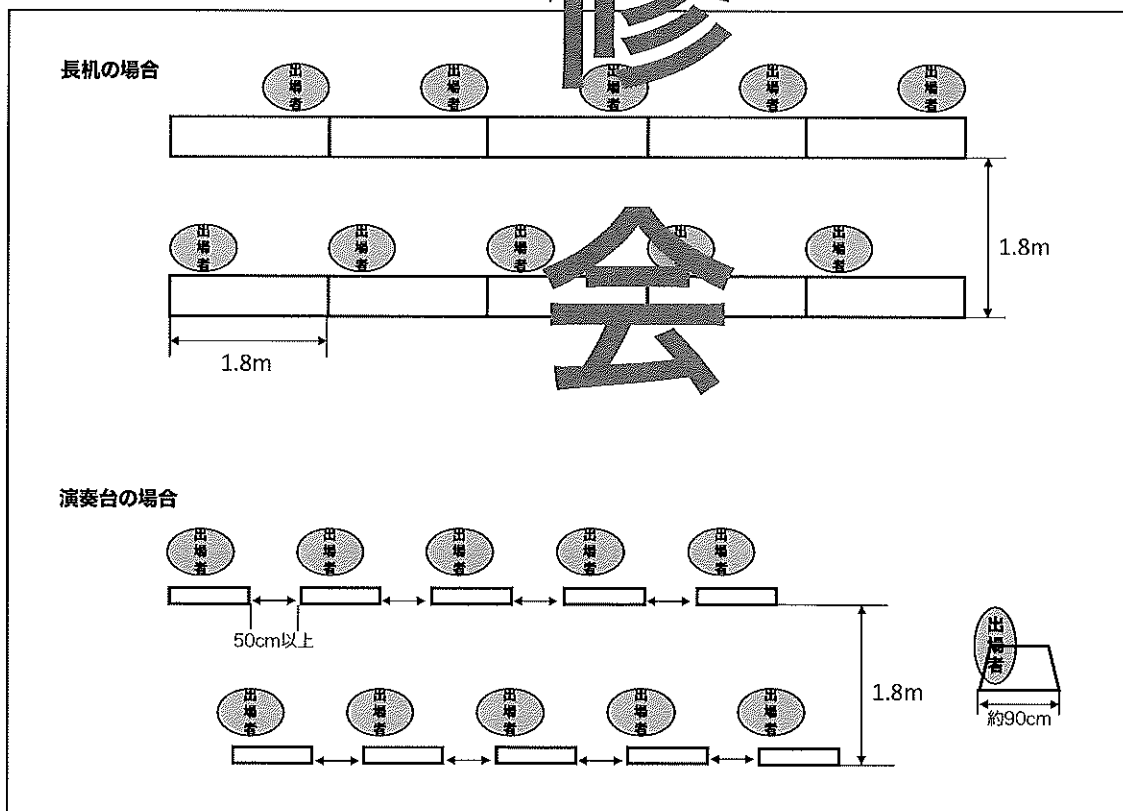
- ・販売ブースのお客様（会員等）には、商品等に触れる前に手指消毒を奨励する。お金は直接受け取らず、トレー等に乗せて受け渡しする。商品は、必ず袋に入れて渡す。スタッフは、対応するごとに手指消毒し、感染予防に努める。(接触感染防止対策)

⑤ 舞台上（ステージ上）・出場導線

A. 事前準備

- ・待機スペースなどでは「密」にならないよう注意喚起を掲示する。(飛沫感染防止対策)
- ・ステージ最前演奏者より客席最前列は2メートルの距離を確保する。
- ・主催者は、出場者の身体的距離の確保として、下図のように舞台設営する。また、出場者への（出場者同士の）身体的な接触は控える。(飛沫感染防止対策)

※左右の距離の確保は、長机一本に1名とします。また、演奏台使用の場合には、隣の演奏台との距離を50センチメートル以上開け、前後の距離は、1.8メートルの平台に1列までとし、前後の列で互い違いになるように設定する。



- ・出場導線上に可能な限り消毒剤を設置する。(例：集合場所、出演待機場所、演奏終了後、写真撮影場所等) (接触感染防止対策)

B. 当日

- ・待機スペースなどでは「密」にならないように必要な場合は口頭で注意する。(飛沫感染防止対策)
- ・主催者は出場者（または出場者同士）への身体的な接触は控える。(飛沫感染防止対策)
- ・舞台上に飛沫対策としてアクリルパネルを設置する場合は、定期的にあクリルパネルを清掃、消毒を行う。消毒方法は、アルコール消毒液、もしくは次亜塩素酸水で拭き上げを行う。(飛沫感染防止対策)
- ・ステージでの歌唱、語り、掛け声等は可能な限り避ける。演出や演奏等、どうしても必要な場合には、ハンドマイクは使用者の人数分用意し使い回しはしない。スタンドマイクは必ずウインドスクリーンを取り付け、使用の度に交換（使い捨て）とする。マイク使用前には手洗い（手指消毒）を行い、使用した機器の消毒を徹底して行う。(飛沫・接触感染防止対策)
- ・ステージ上で置き琴（レンタル琴）を使用する場合には、出場者入れ替わりの度に大正琴を清掃、消毒する。特に、必ず手が触れるキーボードやプロテクター（駒周辺）については入念に行う。対応ができない場合には、置き琴（レンタル琴）は禁止とする。(接触感染防止対策)

⑥ 食事会場

A. 事前準備

- ・食事の際は、身体的距離の確保として、2m（メートル）を目安に確保するよう努める。身体的距離を確保することができない場合は、時間をずらして複数組に分割する。身体的距離が1m～2mしか確保できない場合はパーティションを設置する等の形態で提供を行う。また、真正面の座席配置は避ける。(飛沫感染防止対策)
- ・食事会場の入口等にアルコール消毒液を設置し、手指消毒を奨励する。(接触感染防止対策)

B. 当日

- ・食事中の会話は全ての関係者に必要最小限にするよう徹底する。(飛沫感染防止対策)
- ・食事を扱うスタッフは、事前に手洗い（手指消毒）を行う。(接触感染防止対策)
- ・全ての食事は表面の汚染を防ぐ方法（蓋付きの容器）を用い、一回分（一食分）ずつ分けて配布する。また、全ての飲み物についても同様に、一回分用の容器に入ったボトルや缶、パックで提供する。(接触感染防止対策)
- ・お弁当の空き箱を回収する際には、回収スタッフは必ずマスクや手袋を着用し、ゴミ袋に直接触れることのないように回収する。(接触感染防止対策)

⑦ 楽屋、控室、更衣室等

A. 事前準備

- ・楽屋、控室、更衣室等では待機スペースなどでは「密」にならないように注意喚起を掲示する。(飛沫感染防止対策)
- ・楽屋等での直前練習は、身体的距離が確保できない可能性が高いため行わない。(飛沫感染防止対策)
- ・各部屋（更衣室等）の入口等にアルコール消毒剤を設置し、手指消毒を奨励する。

B. 当日

- ・楽屋、控室、更衣室等では待機スペースなどでは「密」にならないように必要な場合は口頭で注意する。(飛沫感染防止対策)
- ・可能な限りドアや窓を開け、常時換気を行う。長時間の滞在を避けるように指示する。(飛沫感染防止対策)
- ・楽屋、控室、更衣室等へ入室前後には手洗い（手指消毒）を行い、マスクを着用する。(飛沫・接触感染防止対策)
- ・楽屋、控室、更衣室等など、自身で出したゴミは持ち帰りを徹底する。

⑧ 化粧室

A. 事前準備

- ・イベントの休憩時間や終演直後等、化粧室に混雑が予想されるため、身体的距離の確保として、2メートルを目安に（最低1メートル）間隔を空けた目印を設置し、密を避ける。また、必要に応じて誘導員を配置する。(飛沫感染防止対策)
- ・化粧室に設置する流せる使い捨てアルコール除菌ティッシュを（出場者数＋来場予想者数＋スタッフ数）×3枚以上用意する。(飛沫・接触感染防止対策)
- ・化粧室使用者が使用前、必ず流せる使い捨てアルコール除菌ティッシュを使用して除菌するよう明示を化粧室入口に設置し、アナウンス等で広報する。(接触感染防止対策)
- ・手洗いが取行できるよう、洗面台に石鹸を準備する。(接触感染防止対策)

B. 当日

- ・化粧室使用者が使用前、必ず流せる使い捨てアルコール除菌ティッシュを使用するようアナウンス等で広報する。(接触感染防止対策)
- ・使い捨てアルコール除菌ティッシュは一度に配置すると盗難の恐れがあるので、化粧室入口又は洗面台に1箱ずつ配置する。1時間に1回不足がないか見回り、不足な場合は追加で配置する。
- ・終演後、流せる使い捨てアルコール除菌ティッシュを忘れず回収する。回収スタッフは必ずマスクや手袋を着用し、流せる使い捨てアルコール除菌ティッシュの箱に直接触れることのないように回収する。(接触感染防止対策)

(2) 会場にコロナを持ち込ませない対策

主催者が細心の注意を払って三密回避や消毒処理を施しても、感染を認識していない者が会場に入場した場合は、多数の参加者との接触が想定される為、感染リスクが高くなります。感染者を発見できる体制を構築することと、発見できなくてもウイルスを撒き散らさせない行動をさせることが必要です。

①事前準備

- ・使用する会場が、建築物衛生法や建築基準法等、換気関連法規に適応しているか確認をし、適応外の施設は使用しない。
- ・機材や備品、用具等の取扱者を選定し、持ち物の共有を制限する。
- ・チラシ/ポスター等により、感染予防の注意について関係者及び来場者に対して周知・広報する。
 - ・咳エチケット、マスク着用、手洗いの徹底。
 - ・身体的距離の確保として、2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努めることの徹底。（例：客席では一席ずつ空けて着席する等）
- ・以下の条件を満たしていない者はイベントに参加させないことを印刷物等で出場者を通して事前に通知する。
 - ・新型コロナウイルス感染者または接触している感染者集団（クラスター）に接触していない。
 - ・濃厚接触者と認定されていない。
 - ・海外に渡航後14日間以上経過している。
 - ・同居家族が37.5度以上の発熱がない。
 - ・下記の症状がない。
風邪の症状(咳・痰・のどの痛み・強い倦怠感)、その他呼吸器症状、味覚異常、臭覚異常、発熱。
- ・出場者には当日自宅で検温を義務付け、37.5度以上の発熱がある場合は自宅待機を印刷物等で事前に通知する。

②当日

- ・マスク未着用者が来場の場合は、主催者が配布または販売し、マスク未着用での入場を禁止する。
- ・本部/支部/指導者が主催してイベントを行う場合、検温をせずに来場する可能性を考慮し、関係者全員（一般来場者含め）の検温を入口で実施し、37.5度以上の発熱がある者の入場をお断りする。また、出場者の場合には、出場料を返金する。
- ・関係者が来場途中でウイルスを拾う可能性があるため、入口で全員の手のアルコール消毒を実施する。なお、アルコールアレルギーをお持ちの方には消毒液の噴霧は行わず、化粧室などで石鹸での手洗いを取行させる。

（３）発症者の感染拡大可能性に対する対応策

関係者が事前 14 日以内に感染し当日発症していない場合は、検温等の手段では感染者を発見できません。その場合には感染者がイベント会場に立ち入り、会場内の他者に感染させた可能性があります。感染者から第 3 者に感染させるリスクを軽減することが主催者の責任です。クラスター追跡をできるように関係者全員の名簿を作成してください。

①事前準備

- ・一般来場者を含む関係者全ての緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。名簿は 3 週間程度保管する。また、関係者に対し、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するとともに、個人情報の観点から、名簿の保管には十分な対策を講じることとする。
- ・一般来場者の連絡先把握は、氏名、連絡先（電話番号等）を、入場券配布（販売）の際、確認してから発行すること。また、入場券を発行しない場合には、連絡先記入用紙等を準備し、入場時に記入してもらう。
- ・主催者は、スタッフに体調不良者が出た場合に、可能な限りバックアップができる体制を整えておくこと。

②感染が疑われる者が発生した場合の対応

- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、他者との接触をできる限り避ける。必要に応じて、直ちに帰宅させ、自宅待機させる。
- ・対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・速やかに保健所に連絡し、指示を受けること。また、当日だけでなく、終了後 2 週間以内に発熱等の症状が発生した場合でも、主催者はその情報を確認次第、全ての関係者に感染の可能性があることを承知し、保健所に連絡し対策を仰ぐ。

③イベント終了後

- ・発熱等の症状により、自宅で療養することとなった者（出場会員）は、毎日健康状態を確認するものとし、主催者は新型コロナウイルス感染症の検査を受けるよう依頼する。検査結果が陰性であっても、症状が改善してから 72 時間経過するまではイベント及び教室への参加を認めない。
- ・関係者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

（４）その他

イベントを開催する際には必ずイベント開催会場の規定を守った上で、本マニュアルを徹底してください。

第3編 「もしも」感染者発生時と教室休講時の対応

新型コロナウイルス感染症予防対策に努めていても、100%防げるものではありません。もし感染者が発生してしまった場合、感染拡大を最大限防ぐ必要があります。本編では万が一指導者もしくは生徒に感染者が出た場合に行う対策がまとめてあります。本編の対策に基づいて冷静に慌てず必要な行動をとってください。

1. 体調不良を感じる・訴えたら

(1) 医療の相談をしたい時は

発熱等の症状が生じた方は、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話等でご相談ください。お近くの診療可能な医療機関や受診方法をご案内します。

※ 院内感染を防止するため、緊急の場合を除き、連絡なく医療機関に直接受診することは控えてください。かかりつけ医がいなかったり相談先に迷った場合は「受診・相談センター」（地域により名称が異なることがあります）にご相談ください。

以上、厚生労働省「健康や医療相談の情報」より引用

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou_iryousoudan.html#h2_2

<新型コロナウイルスに関する相談・医療に関する情報や受診・相談センターの連絡先>

各都道府県が公表している、相談・医療に関する情報や受診・相談センターの連絡先をまとめています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

会



(2) 新型コロナウイルスに関する検査の種類

新型コロナウイルスは、主に、人ののどや鼻の細胞に侵入し、複製・増殖し、細胞外に出て他の正常な細胞に広がることで、私たちの体の中で広がっていきます。新型コロナウイルス感染症を診断するための検査には、PCR 検査、抗原定量検査、抗原定性検査等があり、いずれも被検者の細胞内にウイルスが存在しているかどうかを調べるための検査です。

<抗原検査と PCR 検査の違い>

検査種類	抗原検査(定性)	抗原検査 (定量)	P C R 検査
○調べるもの	ウイルスを特徴づけるたんぱく質 (抗原)	ウイルスを特徴づけるたんぱく質 (抗原)	ウイルスを特徴づける遺伝子配列
○精度	検出には、一定以上のウイルス量が必要	抗原検査 (定性) より少ない量のウイルスを検出できる	抗原検査 (定性) より少ない量のウイルスを検出できる
○検査実施場所	検体採取場所で実施	検査機器等を要する	検査機器等を要する
○判定時間	約 4 0 分	約 3 0 分	数時間

以上、厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A (一般向け)」より引用

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q5-2

(3) 新型コロナウイルスに関する検査を希望する場合

冬には、季節性インフルエンザ等、発熱や咳を起こす感染症が流行しやすくなります。こうした感染症と新型コロナウイルス感染症の症状は非常に似ていますし、同時に二つ以上のウイルスに感染する場合があります。「~~熱が下がったから~~コロナではない」等の自己判断はお控えください。各自治体においても、~~冬~~の感染症が増加した場合に備え、診療・検査体制の整備を行っています。発熱等の症状が出た場合は、まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接、電話相談し、医療機関を受診してください。診察をした医師によって、感染が疑われると判断された場合には、新型コロナウイルス感染症の検査を受けることができます。

また、相談する医療機関に迷う場合には、「受診・相談センター」に電話相談してください。(※)

(※) 地域により、相談機関の名称や受付方法が異なりますので、お住いの自治体の情報をご確認ください。

以上、厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A (一般向け)」より引用

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q5-1

（４）指導者の体調不良時の対応策

①指導者の体調不良が続く場合

風邪の症状(咳・痰・のどの痛み・強い倦怠感)、その他呼吸器症状、味覚異常、臭覚異常、発熱がある等の症状がある場合、その日の教室は全て休講とし、自宅養生してください。また、上記の症状が４日以上続く場合、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話等で相談してください。また、その旨を本部（または所属部署）へ報告してください。

②指導者が発熱した場合

指導者自身が 37.5 度以上の発熱がある際には発熱が確認できてから 3 日間は教室を全て休講にし、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話等で相談してください。

③指導者の同居家族が発熱した場合

指導者の同居家族が 37.5 度以上の発熱がある場合には発熱が確認できてから 3 日間は教室を全て休講としてください。

④指導者の体調不良時に検査等を受けた場合

PCR 検査や抗原検査など、新型コロナウイルスに関する検査を受けた際にはその結果が出るまで担当している全ての教室を感染拡大予防のため必ず休講してください。PCR 検査や抗原検査など新型コロナウイルス感染症に関する検査で陰性判定が出た場合は、医師との相談の上、復帰しても構いません。

⑤その他

役所や保健所などからの指示があった場合、必ずその指示に従ってください。

琴
修
会

(5) 生徒の体調不良時の対応策

①生徒の体調不良が続く場合

生徒が風邪の症状(咳・痰・のどの痛み・強い倦怠感)、その他呼吸器症状、味覚異常、臭覚異常、発熱がある等の症状を訴えた際には、当日の教室受講を断るようにしてください。4日後を目安に再度、生徒に連絡を取り「お加減いかがでしょうか」と生徒の体調状況の確認と今後のフォローアップ(「体調が良くなったら教室にいらしてください。楽しみにお待ちしております」などの声かけ)を行ってください。また、上記の症状が4日以上続いている場合には、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話等で相談するよう伝えてください。

②生徒が発熱した場合

生徒自身が37.5度以上の発熱がある際には当日の教室受講を断り、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話等で相談するよう伝えてください。

③生徒の同居家族が発熱した場合

生徒の同居家族が37.5度以上の発熱がある際には発熱が確認できてから3日間の教室受講を断るようにしてください。

④生徒の体調不良時に検査等を受けた場合

PCR検査や抗原検査など、新型コロナウイルスに関する検査を受けた際にはその結果が出るまで教室受講をお断りしてください。PCR検査や抗原検査など新型コロナウイルス感染症に関する結果で陰性判定が出た場合は、受講を許可してください。

2. 濃厚接触者が発生したら

(1) 濃厚接触者とは

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。接触確認アプリを利用いただくと、陽性者との接触履歴、15分以上の接触の可能性がある場合に通知が行われ、速やかな検査や治療につながります。

なお、15分間、感染者と至近距離にいたこと、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従ってください。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、感染したと接触した後14日間は、健康状態に注意を払い（健康観察）、不要不急の外出は控えてください。

また、速やかに感染者を把握する観点から濃厚接触者についても原則検査を行う方針としています。

なお、検査結果が陰性となった場合であっても、感染した方と接触した後14日間は不要不急の外出を控えるなど保健所の指示に従ってください。

詳しくは、濃厚接触者と判断された際に、保健所から伝えられる内容を確認してください。以上、厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般向け）」より引用

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuitei/pages/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3-3

（２）指導者が濃厚接触者と認定された場合の対応策

保健所から濃厚接触者と認定された場合、認定後 14 日間全ての教室を休講とし、保健所の指示に従ってください。PCR 検査や抗原検査など新型コロナウイルス感染症に関する結果で陰性判定が出た場合は、保健所との相談の上、復帰しても構いません。その他、役所や保健所などからの指示があった場合、必ずその指示に従ってください。

（３）生徒が濃厚接触者と認定された場合の対応策

生徒が保健所から濃厚接触者と認定された場合、認定後 14 日以内の教室受講を断り、保健所の指示に従うようお伝えください。またご自身と教室全員の安心のため、PCR 検査を勧めてください。PCR 検査や抗原検査など新型コロナウイルス感染症に関する結果で陰性判定が出た場合は、生徒が保健所等との相談の上、受講を許可してください。その他、役所や保健所などからの指示があった場合、必ずその指示に従うようお伝えください。

琴 修 会

3. 感染者が発生したら

(1) 指導者が感染した際の対応策

①感染した際の各方面への連絡

以下の方々に速やかに連絡してください。

- a. 接触した会員
- b. 使用した会場
- c. 琴修会本部（支部・準支部所属指導者は支部長・準支部長）

②感染した際の教室の休講

感染した指導者は保健所より療養解除の指示が出るまで全ての教室をすべて休講し、自宅待機してください。自宅待機期間中は琴修会の全ての会員と直接接しないように注意してください。保健所からの療養解除の指示後、説明会等を実施し生徒との合意があれば、教室の再開をしても構いません。

③その他

役所や保健所などからの指示があった場合、必ずその指示に従ってください。

(2) 生徒が感染した際の対応策

①生徒の感染が判明した際の各方面への連絡

以下の方々に速やかに連絡してください。

- a. 接触した会員
- b. 使用した会場
- c. 琴修会本部（支部・準支部所属指導者は支部長・準支部長）

②指導者担当教室の休講

感染した生徒を担当する指導者は、指導者自身に症状が出ていなくても自分が感染した可能性があるため、生徒から感染の連絡を受けた日から最低 14 日間担当している全ての教室を休講してください。その後新たな感染者が発生しなかった場合、説明会等を実施し生徒との間で合意があれば、再開しても構いません。

③感染した生徒の教室の受講禁止

感染した生徒は保健所より療養解除の指示が出るまで教室受講を禁止してください。保健所からの療養解除の指示後、教室復帰を許可してください。

④その他

役所や保健所などからの指示があった場合、必ずその指示に従ってください。

4. 教室の休講時対応と運営費減免

(1) 休講時の対応（レッスン振替など）

教室の休講分について振替が可能な場合、振替をしてください。なお、休講理由が運営費減免理由に合致し、休講が1ヶ月以上の長期に渡る場合、運営費の減免申請が行えます。

例1：10月の教室が1度だけ休講かつ運営費減免理由に合致
→教室再開後振り替えて実施

例2：10月の教室が2回とも休講かつ運営費減免理由に合致
→運営費減免申請対象

例3：10月2回目の教室と11月1回目の教室が休講かつ運営費減免理由に合致
→運営費減免申請対象

- ・休講期間中は定期的に生徒に連絡を取り、細かなフォローや休講期間中の練習課題を出すなど学習意欲の維持に努めてください。

(2) 運営費減免理由

教室をやむなく休講とする条件は以下の通りです。

- ・国から緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置が発出され、外出自粛の要請が出された
- ・教室会場が閉鎖となった
- ・指導者もしくは生徒に感染者が発生した
- ・その他本部が必要と認め、本部から休講要請があった

※文化センター及び公民館主催講座などの教室は主催者の指示に従うこととする。

(3) 本部運営費の計算（減免申請基準）

本部運営費の計算は通常通り、3ヶ月ごとで行います。ただし、休講理由が運営費減免理由に合致し、1ヶ月以上教室が再開できなかった際には運営費減免申請が可能です。同封しております『新型コロナウイルス感染症本部運営費減免申請書』を作成し、記入後、本部から本部運営費をご請求の際に添付している直近の『①教室別生徒ランク別在籍者数一覧表』の写しを同封し、本部へ（支部・準支部所属指導者は支部長・準支部長まで）郵送にて提出してください。

- ・運営費減免申請は1ヶ月ごと、教室単位で申請できます。教室内の一部の生徒が新型コロナウイルス感染予防の為、欠席する場合は対象になりません。その場合には一度退会届を提出し、教室に復帰した際に再入会申込書を提出してください。
- ・減免申請の理由が会場閉鎖の場合、会場閉鎖を証明するもの（閉鎖掲示等の写真、閉鎖案内文のコピー、閉鎖の記載があるホームページの印刷など）を減免申請書とともに添付してください。会場閉鎖を証明するものがない場合には会場担当者から同封の「会場閉鎖証明書」に会場閉鎖期間、役職名、氏名を記載してもらい、その書面を減免申請書に添付

してください。

- ・運営費減免申請は該当月の運営費を伝票発行する前であれば、減免申請分を差し引いて伝票発行します。伝票発行後頂いた減免申請については減免申請分返品手続きを行います。

例：2021 年 11 月の減免申請を行う際

- ・ 10 月の会員管理締め切り日までに申請書が本部到着
→11 月に減免申請人数分を差し引いて伝票発行

- ・ 11 月以降に申請書が本部到着
→都度返品手続き

- ・ 運営費減免申請は都度行えますが、運営費を請求する最終月の翌月 20 日が申請の締め切りとなります。

例 1：2021 年 10 月～12 月運営費分減免申請締め切り

→1 月 20 日締め切り

例 2：2022 年 1 月～3 月運営費分減免申請締め切り

→4 月 20 日締め切り

琴
修
会

●本マニュアルの改廃について

厚生労働省、都道府県などの新型コロナウイルス感染症に関する発表を本部は逐次注視し、必要があればマニュアルの改定を行います。政府の終息宣言の発表などに基づき本マニュアルの廃止を検討します。

琴
修
会



生徒の皆様へのお願い

生徒の皆様へのお願い事項を下記の通りまとめました。新型コロナウイルスは感染力が強いウイルスです。内容をご確認いただき、教室のお仲間のために、十分なご配慮をお願いいたします。

○体調管理

- ・新型コロナウイルス感染者または発表されている感染者集団（クラスター）に接触している方は接触後 14 日間は教室受講及び集い参加をご遠慮ください。
- ・濃厚接触者と認定された方は認定後 14 日間の教室受講及び大正琴の集い参加をご遠慮ください。またご自身と教室全員の安心のため、PCR 検査を受けてください。
- ・教室当日に体温を測っていただき、37.5 度以上の熱がある方及び熱はなくても体調が少しでもすぐれない場合は当日の教室受講及び集い参加をご遠慮ください。
- ・同居家族が 37.5 度以上の発熱がある際には発熱が確認できてから 3 日間は教室受講及び大正琴の集い参加をご遠慮ください。
- ・海外に渡航後 14 日間は教室受講及び集い参加をご遠慮ください。

○教室受講時の注意点

- ・教室会場に入る前に手洗いを行ってください。
- ・定期的に会場の扉や窓などを開放し、会場の換気を行いますのでご協力ください。
- ・教室内では、飛沫感染を防ぐため、常時マスクを着用しましょう。

○集い参加時の注意点

- ・会場内（客席、ホワイエ、楽屋等）では、出演・食事等以外はマスクの着用するとともに、手洗い（アルコール消毒）を徹底しましょう。
- ・会場内では「密」にならないようにしましょう。
- ・自分で出したゴミは持ち帰りましょう。
- ・便器はアルコール除菌ティッシュを使用し、除菌して清潔に使用してください。

琴修会の仲間が全員安心して、楽しく教室ができますよう、皆様のご協力とご理解をよろしくお願いいたします。



琴修会 本部
事務局長 加藤 誠

体験会参加者名簿

氏名	連絡先電話番号	当日体温	当日体調

琴
修
会

※事前申し込み者は体験会申し込み時に氏名、連絡先電話番号を書き取ってください。体験会当日には事前申込者は計測した体温・体調を、当日飛び込み参加者は氏名、連絡先電話番号、計測体温・体調を記入してください。

※足りない場合は複写してください。

※体験会終了後、14日間は保管してください。

※体験会実施後1ヶ月経過した後は個人情報保護の観点から責任を持って破棄してください。

体験会備品貸出申請書

琴修会本部 殿

申請日 年 月 日

支部/会

指導者名

下記のとおり備品のレンタルを申請します。

使用日	年 月 日 (曜日) ~ 年 月 日 (曜日) 開始日より2週間以内
希望納品日	年 月 日 (曜日)
返却予定日	年 月 日 (曜日)
使用する備品	☐ 非接触式体温計 1台
備考	貸出無料

※裏面の利用規程を必ずお読み下さい。

本部受付印

琴修会

名古屋市昭和区御器所1-6-24

TEL 052-882-1431

FAX 052-882-1455

<備品レンタル利用規定>

以下の内容をお読み頂きご利用下さい。

(1) 予約について

- ・この備品レンタル申請書に必要事項をご記入の上 FAX 又は郵送で申請して下さい。
- ・申請日より2カ月先まで予約可能ですが、予約状況によりご要望にお応えできない場合があります。あらかじめご了承下さい。
- ・支部／会所属の指導者は、代表の指導者にご提出下さい。

(2) 利用期間と料金

- ・レンタル期間は基本2週間以内です。
- ・レンタル料金は無料ですが、返送時の送料は各自ご負担ください。

(3) 予約のキャンセル

- ・予約をキャンセルされる場合は必ずご連絡下さい。

連絡先／TEL (052) 882-1421 FAX (052) 882-1455

(4) 使用上の注意

- ・多くの方に使っていただくためにきれいに使用して返却をお願いします。
- ・物品は、使用目的にあった使用をしていただき、第三者への転貸しを禁じます。
- ・この申請によってお貸しした物品を紛失または破損した場合は、実費を請求させていただきます場合がありますので、大切にご使用願います。

琴修会本部

2020年9月

集い等イベント実施時備品準備リスト

品目	使用箇所	数量
マスクorフェイスシールド	スタッフ用	スタッフ人数分
	食事会場	食事会場管理者数分
マスク(販売用)	受付	入場者予想人数分
手袋	スタッフ用	スタッフ人数分×3つ程度
	食事会場	食事会場管理者数分×3つ程度
	即売	即売スタッフ人数分×3つ程度
アルコール消毒剤(スプレーなど持ち運び用)	スタッフ用	スタッフ人数分+予備2本
	食事会場	食事会場管理者数分
	ステージ	ステージスタッフ人数分
布巾(アルコールスプレーと一緒に使用)	スタッフ用	スタッフ人数分
	食事会場	食事会場管理者数分
	ステージ	ステージスタッフ人数分
アルコール消毒剤(プッシュ式で設置用)	受付	1つ
	食事会場	食事会場ドア数分
	ロビー	客席ドア数分
	ステージ	入場側ステージ袖にステージ列数分
	楽屋・控室	楽屋・控室につき1つ
	化粧室	化粧室入口数×2つ
次亜塩素酸水	受付	入場者予想数100人つき1本
	食事会場	食事会場ドア数分
	客席	客席ドア数分
	ステージ	入場側ステージ袖にステージ列数分
	楽屋・控室	楽屋・控室につき1つ
	化粧室	化粧室入口数×2つ
ビニールカーテン or アクリルパネル	受付	受付スタッフ人数分
	展示・即売	展示・即売スタッフ人数分
	食事会場	食事スタッフ人数分
非接触型体温計	受付	受付スタッフ人数分
SDテープ※1(整列待機用目印)	受付	1人50cm×待機列作成人数分
	即売	1人50cm×待機列作成人数分
	化粧室	1人50cm×待機列作成人数分
	客席	1人50cm×待機列作成人数分
金銭受渡用トレイ	即売	即売スタッフ人数分
扇風機 or サーキュレーター	ロビー	客席ドア数分
	楽屋・控室	楽屋・控室につき1つ
流せるアルコール除菌ティッシュ ※2	化粧室	化粧室数分+予備補充分
石鹸(洗面台にない場合)	化粧室	洗面台数分
食事会場分アクリルパネル(間隔が1m~2mの場合)	食事会場	食事会場机数分
ウィンドスクリーン(スタンドマイク)	ステージ	マイク使用人数分
明示(2m以上、マスク着用、手洗いの徹底)	受付	客席ドア数分
出場者及びスタッフ連絡先名簿		必ず作成すること
一般来場者連絡先名簿		必ず作成すること

注 ※1 SDテープ(ソーシャルディスタンステープ) →別名:ラインテープなど

注 ※2 流せるアルコール除菌ティッシュ →使用後、トイレに流せるアルコール除菌。必要枚数は

6.集い等イベントにおける感染症対策(1)⑥化粧室事前準備を参照。

イベントに参加される皆様へのお願い



イベントに参加される皆様へのお願い事項を下記の通りまとめました。新型コロナウイルスは感染力が強いウイルスです。内容をご確認いただき、イベント出場者・来場者・関係者から感染拡大を招かないよう、皆様のご協力とご理解をよろしくお願いいたします。

○体調管理

- ・新型コロナウイルス感染者または発表されている感染者集団（クラスター）に接触している方は接触後 14 日間のイベント参加をご遠慮ください。
- ・濃厚接触者と認定された方は認定後 14 日間のイベント参加をご遠慮ください。
- ・イベント参加当日に体温を測っていただき、37.5 度以上の熱がある方及び熱はなくとも体調が少しでもすぐれない場合は当日のイベント参加をご遠慮ください。
- ・同居家族が 37.5 度以上の発熱がある際に、発熱が確認できてから 3 日間はイベント参加をご遠慮ください。
- ・海外に渡航後 14 日間はイベント参加をご遠慮ください。

○イベント参加時の注意点

- ・会場内（客席、ホワイエ、楽屋等）では、出演・食事等以外はマスクの着用するとともに、手洗い（アルコール消毒）を徹底しましょう。
- ・会場内では「密」にならないようにしましょう。
- ・自分で出したゴミは持ち帰りましょう。
- ・便器はアルコール除菌ティッシュを使用し、除菌して清潔に使用してください。

琴
修
会

琴修会 本部
事務局長 加藤 誠

LYRISSH

琴修会
新型コロナウイルス感染症本部運営費減免申請書

申請日： 年 月 日

申請者(教室担当指導者)

支部・会： _____ 担当指導者： _____ 印

下記の通り、運営費減免を申請致します。

教室コード： _____

教室名： _____

減免月： 年 月

減免理由：下記のうち1つだけにチェックを入れてください。

☐ 国から緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置が発出され、外出自粛の要請が出された。

☐ 教室会場が閉鎖となった。(会場閉鎖を証明するものを添付してください)

☐ 指導者もしくは生徒に感染者が発生した。

☐ その他本部が必要と認め、本部から休会申請があった。

※運営費を請求する最終月の翌月 20 日が申請の締め切りとなります。

2021 年 10 月～12 月運営費分減免申請締め切り 1 月 20 日締め切り

2022 年 1 月～3 月運営費分減免申請締め切り 4 月 20 日締め切り

※減免申請書と一緒に直近の「①教室別生徒ランク別在籍者数一覧表」の写しを添付してください。

※減免申請の理由が会場閉鎖の場合、会場閉鎖を証明するもの(閉鎖掲示等の写真、閉鎖案内文のコピー、閉鎖の記載があるホームページの印刷など)を減免申請書とともに添付してください。該当教室会場が会場閉鎖の書面を発行していない場合には会場担当者から同封の「会場閉鎖証明書」を作成してもらい、その書面を減免申請書に添付してください。

経路：指導者→会→支部→本部

支部長印	地域担当者 印	事務局長印	業務課長印

2020 年 9 月 10 日作成
2020 年 11 月 10 日改定

琴修会
新型コロナウイルス感染症本部運営費減免申請書

申請日： 2020年 0月 0日

申請者(教室担当指導者)

支部・会： _____ 琴修支部 _____ 担当指導者： _____ ナナミー _____ 印

下記の通り、運営費減免を申請致します。

教室コード： 000000

教室名： ライリッシュフレンズ

減免月を記入

捺印を忘れずに

減免月： 2021年 00月

減免理由にチェックを入れる。会場
閉鎖の場合には添付資料を忘れずに

減免理由：下記のうち1つだけにチェックを入れてください。

☐ 国から緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置が発出され、外出自粛の要請が出された。

☒ 教室会場が閉鎖となった。(会場閉鎖を証明するものを添付してください)

☐ 指導者もしくは生徒に感染者が発生した。

☐ その他本部が必要と認め、本部から承認された。

※運営費を請求する最終月の翌月 20 日が申請の締め切りとなります。

2021 年 10 月～12 月運営費分減免申請締め切り 1 月 20 日締め切り

2022 年 1 月～3 月運営費分減免申請締め切り 4 月 20 日締め切り

※減免申請書と一緒に直近の「①教室別生徒ラ、②別在籍者数一覧表」の写しを添付してください。

※減免申請の理由が会場閉鎖の場合、会場閉鎖を証明するもの(閉鎖掲示等の写真、閉鎖案内文のコピー、閉鎖の記載があるホームページ印刷など)を減免申請書とともに添付してください。該当教室会場が会場閉鎖の書面を発行していない場合には会会場担当者から同封の「会場閉鎖証明書」を作成してもらい、その書面を減免申請書に添付してください。

経路：指導者→会→支部→本部

支部長印	地域担当者 印	事務局長印	業務課長印

2020 年 9 月 10 日作成
2020 年 11 月 10 日改定

会場閉鎖証明書

下記の通り、会場が閉鎖していたことを証明いたします。

施設名：_____

会場閉鎖期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日

役職名：_____

琴

氏名：_____ 印

修

会場閉鎖証明書

下記の通り、会場が閉鎖していたことを証明いたします。

会

施設名：_____

会場閉鎖期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日

役職名：_____

氏名：_____ 印



琴 修 会

2020 年 9 月 10 日 策定
2020 年 11 月 10 日一部改訂
2021 年 10 月 10 日全面改定